

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2025年度）

住 所 熊本県熊本市西区上代4丁目13番

事業者名 九州産交バス株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩崎 司晃

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバスを2025年度（2025年10月～2026年9月）に10台導入予定	計画を超える18台を導入した

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車椅子のお客様へバスの乗り案内を掲載	車椅子のお客様のために、バスの乗り方をわかりやすくホームページに掲載する。	掲載済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車椅子のお客様へバスの乗り案内を掲載	車椅子のお客様のために、バスの乗り方をわかりやすくホームページに掲載する。	掲載済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ノンステップバスの運行情報を提供する	バスロケーションシステムの表示の中に、ノンステップバス運行便については車椅子の記号を表示させ、お客様自身のスマホでノンステップバス運行便の確認ができるようにする。	対応済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車椅子のお客様の案内訓練	乗務員の新人教育の際、実際に車椅子を使用し、車椅子のお客様の案内手順を訓練する。	実施中

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者、障害者用 設備への適切な表示	車内の優先席や車椅子スペースへ案内文やピクトグラムにより、 高齢のお客様や障害をお持ちのお客様が乗車された際には、優先的に利用できる設備であることを表示し、利用者への理解・協力を求める。	対応済

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために (1) と併せて講ずべき措置の実施状況

弊社がホームページ上に設置している「ご意見箱」(お客様からのご意見を収集するもの)や、電話でいただいたご意見を社内で共有し、改善に活用する。

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページにて公開

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2026年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備え たもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	269	160	134	26	0	0	0	109	102	0	0	7	5	0	
年度内に 供用を開 始した車 両数	22	18	18	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	
年度内に 供用を廃 止した車 両数	18	8	6	2	0	0	0	10	8	0	0	2	1	0	
年度末車 両数	273	170	146	24	0	0	0	103	98	0	0	5	4	0	

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。